

平成 27 年度 第 1 回小松市総合教育会議

日時 平成 27 年 4 月 1 日 (水)

午後 2 時～3 時

場所 小松市役所 3 階 3B 応接室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

・小松市総合教育会議運営要綱について 【資料 1】

・小松市教育大綱について 【資料 2】

4 その他

5 閉 会

小松市総合教育会議運営要綱（案）

- (趣旨)
- 第1条 小松市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定するものほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 この要綱は、会議により決定し、また、改廃する場合も同様とする。
- (会議の招集)
- 第2条 会議の招集は、会議の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ出席者に通知して行う。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。
- 2 会議の招集は、概ね3ヵ月に1回とする。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。
- (参考)
- 第3条 出席者は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。
- 2 出席者は、招集に応ずることができないときは、その理由を具して会議開催前までに市長に届け出なければならない。
- (議長)
- 第4条 会議に議長を置き、議長は、市長または市長の任命したものとする。
- (開会及び閉会)
- 第5条 開会及び閉会は、市長が行う。
- (非公開)
- 第6条 次の各号に該当する場合は、会議を非公開とすることができます。
- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
 - (2) 施策及び制度の立案において、意思決定の前に情報を公開することが不適当な場合
- (3) その他、公開することが不適当と判断される場合
- (議事録)
- 第7条 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載し、公表するものとする。
- (1) 会議の場所及び出席者の氏名
 - (2) 説明のために出席した者の氏名
 - (3) 議題及び議事の大要
 - (4) その他市長が必要と認めた事項
- 2 前項の規定に関わらず、前条の規定により非公開とすべき事項及び内容については、議事録から省略することができる。
- (事務局)
- 第8条 会議の事務局は、教育委員会事務局と相互協力の上、総合政策部経営政策課が担当するものとする。
- (その他)
- 第9条 前条までに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。
- 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

小松市教育大綱（案）

～学びの道しるべ～

智仁勇 あすのこまつを創る人

平成 27 年 月

小 松 市
小松市教育委員会

目 次

第1章 はじめに	1
1 大綱の位置付け	1
2 関連計画等との整理	1
3 期間	1
第2章 大綱	2
1 大綱の構成	2
2 理念及び目標	3
3 教育推進の地域ポリシー	3
第3章 実施計画（予定）	4
1 推進組織	4
2 主な施策	4
(巻末) 参考資料	
1 小松市教育大綱 体系図	7
2 関係法令条文（抜粋）	9

第1章 はじめに

グローバル化の進展や地球環境の持続性が重要な課題となっている社会情勢のなか、地域における教育の充実はますます必要となっています。

このような時代に対応した人材を育成するため、教育の高度化はもとより、幼稚教育から義務教育、高等教育への一貫した教育、企業や地域と一体となった教育など、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の体系を示すため、「小松市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく本市の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

2 関連計画等との整理

（1）「学びの道しるべ」

本市では、平成25年4月に、小松市教育目標「学びの道しるべ」を策定しました。改正地方教育行政法の規定に先んじて教育の基本的方向を掲げていることから、大綱は、この「学びの道しるべ」を重視して策定します。

（2）関連計画等との整理

また、国及び石川県等において策定済みの以下の計画及び動向等も踏まえ策定するものとします。

- ・石川の教育振興基本計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）
- ・国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）
- ・今後の教育改革の動向

3 期間

期間は平成27年度を始期、平成31年度を終期とする5ヶ年間とします。

平成27年4月中にパブリックコメント及び学校教育関係者から、5、6月に市議会からの意見・提案をいただきながら、小松市教育大綱を策定していきます

第2章 大綱

1 大綱の構成

大綱は「理念」、「目標」、「教育推進の地域ポリシー」によって構成します。また、それらを実現するための具体的施策となる「実施計画」を合わせて定めるものとします。

(1) 大綱

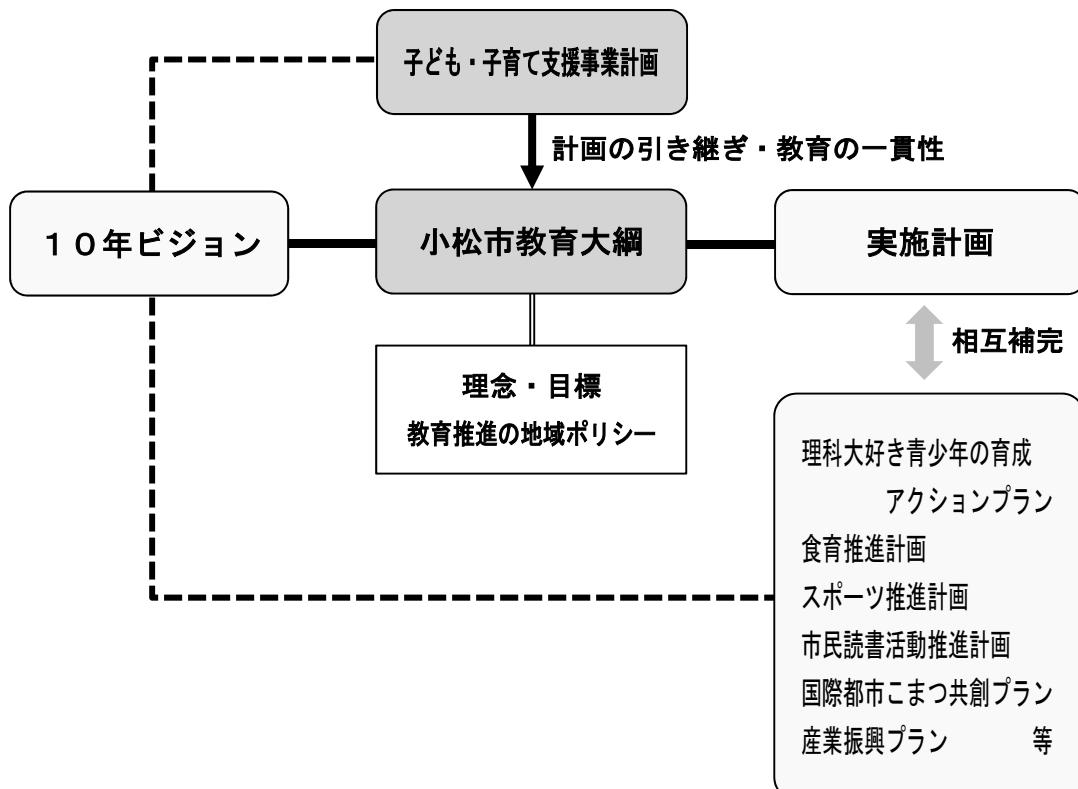
大綱は、「小松市総合教育会議条例」（平成26年小松市条例第37号）の規定により設置された「小松市総合教育会議」（市長と教育委員会で構成）において協議されたうえで策定します。

また、幼児教育の計画となる子ども・子育て支援事業計画との整合性・一貫性を図ります。

(2) 実施計画

実施計画に位置付ける内容は、主に学校教育を中心としたものとします。

ただし、教育は、家庭及び地域教育、社会奉仕、文化やスポーツ、産業、国際化など、様々な分野の多岐にわたるため、各種計画と相互補完しながら、教育大綱の実現をめざしていくこととします。



2 理念及び目標

平成25年4月に策定した「学びの道しるべ」を継承し、教育の継続性・一貫性を重視します。

理念

智仁勇 あすのこまつを創る人

目標

- 生涯にわたり みずから学ぶ人
- 思いやりのある 心豊かな人
- すこやかで 活力あふれる人
- ふるさとを愛し 世界にはばたく人

グローバル化の急速な進展を踏まえ、以下を目標に追加します。

- 未来を拓き たくましく生きる力を育む

3 教育推進の地域ポリシー

時代の要請に応じ、地域一体となって教育を推進します。

1. 学校と地域や企業、関係団体など地域が一体となり、まち全体で子どもたちを守り育てます
2. 幼児教育から義務教育、高等教育へと切れ目ない一貫した教育を開き、未来を担う子どもたちを育てます
3. ダイバーシティ（多様性）に対応できる、感性豊かな子どもたちを育てます
4. 親子や家族で互いに愛情を感じ、感謝する心を育みます
5. 豊かな自然と食、伝統文化、産業技術力を生かしたこまつ独自の教育で、ふるさとを愛し世界で活躍する人材を育てます
6. 文化、スポーツの環境を整え、指導者を育成し、全国・世界で活躍する人材を育てます
7. 機動的な市組織づくりを進めるとともに、地域の推進体制も充実し、教育の推進組織を高めます

第3章 実施計画（予定）

大綱に位置づけた基本目標等の実現のため、今後の本市教育行政における具体的な政策となる「実施計画」を定めるものとします。

1 推進組織

目標の実現や地域ポリシーの具体的な展開のため、教育に係る組織を常に見直し、充実していきます。

（1）教育委員会

- ・これからの中長期的な未来の教育を考え、戦略的に施策を展開していくため、平成27年7月に、教育長のシンクタンクとなる新たな組織を検討します。
- ・学校教育を中心とした子どもたちの教育を拡充するため、必要に応じ、柔軟にチームを設置するとともに、地域活動などと密接に関係する生涯学習組織について、教育委員会と市長部局との役割分担を整理・検討します。
- ・幼児教育から義務教育、高等教育へと一貫した教育を展開するため、市長部局の関係組織はもとより、幼稚園・保育園・こども園、高等学校、高等教育機関と密接な連携を図ります。

（2）地域

- ・文化やスポーツによる教育を一層展開するため、関係団体を育成・充実します。
- ・企業や大学とも連携した教育を実践するため、関係組織・施設との連携を充実します。
- ・上下校時などの子どもたちの安全を見守るため、また、地域における教育を充実するため、地域の活動団体を育成します。

2 主な施策

推進組織づくりと合わせ、効果的に施策を展開していきます。

（1）夢や希望をもち、より高い目標に向かって、自ら進んで行動できる人の育成

- ① キャリア教育の充実
- ② ものづくり教育の充実
- ③ 人材育成

(2) 確かな学力を身に付け、創造性や個性を伸ばし、自ら課題を発見し解決できる人の育成

- ① 学力の向上
- ② 理科・科学教育の推進
- ③ 基礎学力の定着
- ④ 一人一人のニーズに応じた教育の充実
- ⑤ 英語教育の充実
- ⑥ 各種学習施設の活用
- ⑦ 指導力の向上
- ⑧ 現状把握に基づく効果的な教育の推進
- ⑨ 特色ある高等学校づくり
- ⑩ 幼児教育の充実

(3) 自らを律し、人を思いやる心豊かな人間性の育成

- ① 豊かな社会性の育成（家庭、地域の絆）
- ② マナー・エチケット・規範意識など道徳教育の充実
- ③ いじめ・不登校問題への取組の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の充実
- ⑤ 読書活動の推進

(4) 伝統と文化を尊重し、ふるさとに誇りをもち、世界で活躍できる人の育成

- ① ふるさとに恋する心の醸成
- ② 文化芸術の振興
- ③ グローバル化に対応した教育の充実

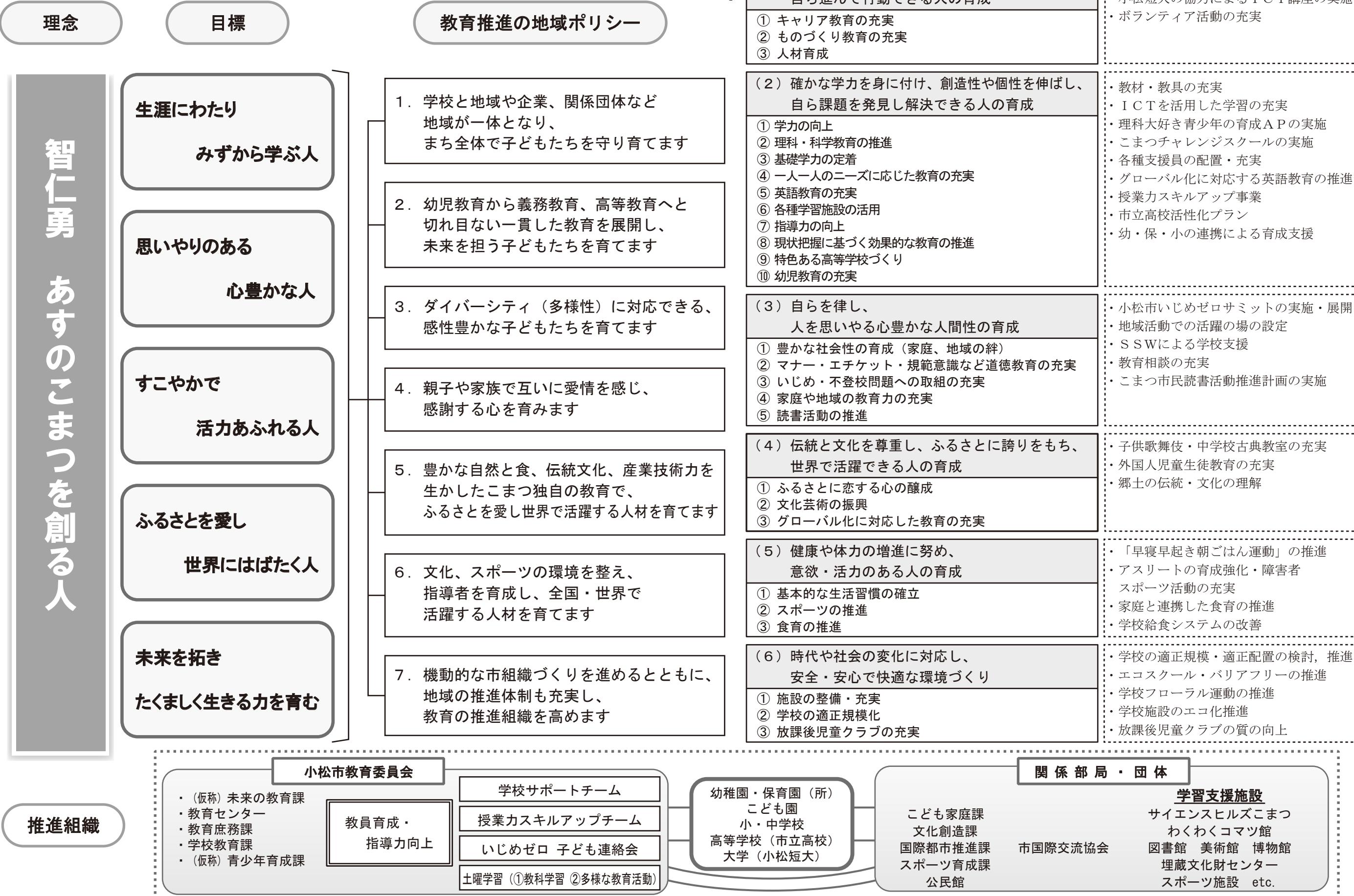
(5) 健康や体力の増進に努め、意欲・活力のある人の育成

- ① 基本的な生活習慣の確立
- ② スポーツの推進
- ③ 食育の推進

(6) 時代や社会の変化に対応し、安全・安心で快適な環境づくり

- ① 施設の整備・充実
- ② 学校の適正規模化
- ③ 放課後児童クラブの充実

1 小松市教育大綱 体系図



2 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地

小松市総合政策部経営政策課
TEL 0761-24-8037 FAX 0761-21-0285

小松市教育委員会事務局
TEL 0761-24-8120 FAX 0761-23-3563 (教育庶務課)